

「マイナンバーカード」をお持ちの方が利用できます！

コンビニで住民票や印鑑登録証明書などを取得できます！

吉田町では、平成29年10月1日から、全国のコンビニエンスストア（以下コンビニ）内に設置されているマルチコピー機（コピーや写真プリントができる機械）を利用して、住民票の写し等の証明書を取得することができます。「証明書コンビニ交付サービス（以下コンビニ交付）」を始めました。

利用には顔写真付きのプラスチックでできたカード、「マイナンバーカード（個人番号カード）」が必要です。まだお持ちでない方は是非申請していただき、便利なコンビニ交付サービスをご利用ください。

コンビニ交付はここが便利！

① 毎日・全国どのコンビニ店舗でもOK

土日や祝日に関わらず、毎日午前6時30分から午後11時まで利用可能。
また、全国のコンビニで手続きできるので、出張先等でも、急に必要となったときにすぐ取得することができます。

② 手続きが簡単

コンビニのマルチコピー機を利用するため、店員さんに話しかける必要も、申請書に記入する必要もありません。



☆利用できる時間

毎日午前6時30分から午後11時の間

（メンテナンス期間及び年末年始の12月29日～1月3日は利用できません。）

☆利用できる場所

「サークルKサンクス」「セブン-イレブン」「ファミリーマート」「ミニストップ」「ローソン」等
（コンビニ内に設置されているマルチコピー機端末を利用）

※ 吉田町内のコンビニに限らず、全国のコンビニで利用することができます。

☆取得の方法

- ① 各コンビニにあるマルチコピー機の画面から、「行政サービス」メニューを選択する。
- ② 画面の指示に従ってパネルを触って操作する。
- ③ 案内に従ってマイナンバーカードを置き、利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を入力する。
- ④ マイナンバーカードを取り外す。
- ⑤ 必要な証明書の種類や部数を選択し、お金を投入する。
- ⑥ 発行された証明書の内容を確認する。

※ マルチコピー機の操作は原則としてタッチパネル（画面を直接触って操作するもの）です。



☆コンビニで取得できる証明書(料金や条件について)

	手数料 (1通当たり)	取得できるもの	条件	注意事項
① 住民票の写し (世帯全員・個人)	300円	カード本人及び同じ世帯の人のもの	吉田町に住民票がある人	最新のものに限り ます。
② 印鑑登録証明書	300円	カード本人(印鑑登録をしている人)のもの		
③ 住民税決定証明書 (最新年度) (課税・非課税証明書)	300円	カード本人のもの		
④ 戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) 戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本)	450円	カード本人及び同じ戸籍にいる人のもの ※吉田町に本籍がある人	吉田町に本籍がある人	吉田町以外に住民票のある方は、事前に利用登録申請が必要です。
⑤ 戸籍附票の写し	300円			

※ 戸籍や住民の異動の届け出をしている場合、証明書に反映されるまで数日かかります。

古い情報の証明書が発行されることがありますのでご注意ください。

☆必要なもの

- マイナンバーカード(顔写真のついたプラスチック製のカード)
- 利用者用電子証明書用の暗証番号(4桁)
- 手数料



☆ご注意いただきたいこと

- ・コンビニで取得した証明書は、返金、交換はできません。発行する証明書の種類、記載内容については必ず発行前に確認していただきますようお願い申し上げます。
- ・証明書の裏面は不正防止処理(砂嵐のような模様の印刷)がされています。
- ・複数枚に渡る証明書であっても、ホチキス留めはされません。(通し番号が印刷されます。)
- ・暗証番号の入力を3回間違えるとロックがかかります。その際は、役場にお越しく下さい。
- ・マイナンバーカード以外のカード(住民基本台帳カード、よしだ町民カード、通知カード)はコンビニ交付サービスを利用できません。
- ・マイナンバーカード、証明書の取り忘れにご注意ください。
- ・「利用者証明用電子証明書暗証番号」は、マイナンバーカード交付の際にお渡ししている「個人番号カード・電子証明書 設定暗証番号記載票(A5サイズ)」の②の暗証番号です。



問合せ先 吉田町役場 町民課 住民窓口部門
TEL 0548-33-2101 FAX 0548-33-0361